

## 令和8年第4回野洲市農業委員会総会議事録

令和8年4月10日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和8年第4回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

### 委員

- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 1番  | 野洲 | 秀一  |
| 2番  | 針本 | 一春  |
| 3番  | 北中 | 良夫  |
| 4番  | 井上 | 輝子  |
| 5番  | 中濱 | 佳久  |
| 6番  | 橋本 | 高明  |
| 7番  | 森  | 恒仁  |
| 8番  | 田中 | 靖志  |
| 9番  | 角出 | 昇   |
| 10番 | 北浦 | 一宏  |
| 11番 | 木村 | 二郎  |
| 12番 | 市木 | 和雄  |
| 13番 | 米澤 | 博   |
| 14番 | 井狩 | 憲一  |
| 15番 | 辻  | 美智子 |
| 17番 | 清水 | 稔   |
| 18番 | 山本 | 芳隆  |
| 19番 | 岩井 | 正男  |
| 20番 | 青木 | 章   |
| 21番 | 川東 | 静佳  |
| 22番 | 石塚 | 健一  |
| 23番 | 小森 | 喜一  |
| 24番 | 廣瀬 | 久雄  |
| 25番 | 山田 | 富男  |
| 26番 | 立入 | 三千男 |

欠席委員

16番 島村 平治

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	専門員	川尻 康治
	主任	加藤 英高

議長（会長）

それでは、只今から、令和8年第4回農業委員会総会を開会します。  
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は25名であります。  
欠席は第16番 島村委員であります。

これより、日程に入ります。  
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第18番 山本委員、第19番 岩井委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。  
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第9号から議第10号の2議案を順次上程します。  
先ず、議第9号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて  
議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

## 事務局

それでは、議第9号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は全部で3件でございます。議案書の1ページをご覧ください。  
まず1件目です。資料は別紙Aの1ページから3ページでございます。

八夫字下川原●●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積 82㎡、八夫字生神●●●●番、登記地目・現況地目ともに田、面積 3004㎡、八夫字生神●●●●番、登記地目・現況地目ともに田、面積 3012㎡ 合計6098㎡について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、これまでも売買契約を締結する田を耕作されており、農業規模拡大を行う上で利便性が良いことから受けることとなりました。

一方、譲渡人は、相続で申請地を所有することになりましたが、年齢が高齢となり農業機械など購入することも出来ず、農地を売却したいとの思いを持たれておられ、双方の了承が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に2件目、資料は別紙Aの4ページから5ページでございます。

野田字打留●●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積494㎡について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、農業機械も大型化となり機械の一時保管場所として、自らの農業倉庫近くで仮設ハウスの農舎を考えており、今般、申請地を譲渡人に願い出たところ、快く了解が得られたことから今回の申請に至っています。

一方、譲渡人は、譲受人からこの話を受け、今後は年齢的にも自らが農地を維持することが困難と考え売却をされることとなりました。

別紙Aの4ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

次に3件目、資料は別紙Aの6ページから7ページでございます。

吉川字川尻●●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積370㎡について、

譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、20年以上前から、所有者である譲渡人から依頼をうけ、耕作及び管理をしておられていました。このたび、譲渡人から贈与の申出を受け、引き続き耕作、管理する意思があることから今回の申請に至っています。

一方、譲渡人は、申請地を譲受人に20年以上前から貸借していた畑で、今後も自身が活用することがなく、引き続き譲受人に耕作や管理をしてもらえるように贈与により所有を移転したいとの思いを持っています。

別紙Aの6ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第8番 田中 委員お願いします。

田中委員

8番 田中です。

私からは八夫の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は、高齢のため、農業機械など購入する事も

出来ず、農地を売却したいとの思いを持たれておられます。

一方、譲受人は売買契約を締結する田はこれまでも耕作をしておられ、農業規模拡大を行う上で便利が良いこともありましたので受けることとなりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第11番 木村 委員お願いします。

木村委員

11番 木村です。

私からは野田の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は年齢的に自らで農地を維持することが困難で売却をされることとなりました。

一方、譲受人は機械の一時保管場所のため仮設ハウスを考えていたところ、申請地は自らの農業倉庫近くであり、譲渡人に願い出たところ了解が得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

角出委員

第9番 角出 委員お願いします。

9番 角出です。

私からは吉川の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は譲受人に20年以上貸借しておられた畑です。今後も自身が活用することがなく、引き続き譲受人に耕作や管理をしてもらえるように贈与により所有も移転したいとの思いを持たれています。

一方、譲受人は20年以上前から、譲渡人から頼まれて耕作及び管理をしておられていましたが、このたび、贈与の申出を受け、引き続き耕作、管理する意思があることから、今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第9号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。（挙手多数と認めます。）  
よって議第9号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第10号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、  
を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第10号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は1件です。議案書の2ページをご覧ください。  
資料は別紙Aの8ページから11ページでございます。

六条字北原●●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積55㎡について、  
譲渡人 ●●●●氏と、譲受人 ●●●●氏とのあいだで、住宅用の前栽とするため、売買  
による所有権移転の申請があったものです。

譲受人は、当該地の隣接地の売買と合わせて、申請地を購入する予定ですが、申請地は日陰  
になる時間が長く、農作物の栽培に適しておらず、また面積も小さく限られていることから、  
住宅用の前栽としての利用をするため、今回の申請をされたものです。

別紙Aの8ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの9ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で着色している1筆です。

申請地と合わせて売買されます隣接地は緑色の破線で囲われた1筆です。

別紙Aの10ページの現況平面図をご覧ください。

申請地の周りには水路があり南側には購入されます宅地がございます。

土地の排水は自然浸透と合わせて北西側に勾配をつけ水路に流下されます。

別紙Aの11ページは現況写真です。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第11番 木村委員をお願いします。

木村委員

第11番 木村です。

六条の案件について説明致します。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人は、隣接する土地の売買と合わせて、申請地を購入される予定です。

申請地は、日陰になる時間が長く、農作物の栽培には適しておらず、面積も小さく限られているため、住宅用の前栽として転用しようとするものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第5番 中濱委員。

中濱委員

中濱です。

六条●●●●番地の件について、隣接する住宅地と併せて、申請地を購入されるとのことによろしいでしょうか。

事務局

隣接地と併せて購入される予定です。

中濱委員

分かりました。

議長（会長）

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第10号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号について賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手全員と認めます。（挙手多数と認めます。）

よって議第10号は許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について、を議題とします。  
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

案件は3件です。

まず1件目、資料は別紙Aの12ページでございます。

小篠原字野々口●●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積525㎡

小篠原字野々口●●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積685㎡ 合計1210㎡について、届出人 ●●●●氏、 ●●●●氏から、露天駐車場とするため、農地転用の届出があったものです。

次に2件目、資料は別紙Aの13ページでございます。

市三宅字堂ノ後●●●●番、登記地目・現況地目とも畑、面積333㎡

市三宅字堂ノ後●●●●番、登記地目・現況地目とも畑、面積20㎡ 合計353㎡について、届出人 ●●●●氏から、露天駐車場とするため、農地転用の届出があったものです。

次に3件目、資料は別紙Aの14ページでございます。

西河原字五丁目●●●●番、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積136㎡ について、届出人 ●●●●氏から、近隣事業の関連用具置き場とするため、農地転用の届出があったものです。

なお、こちらの届出に関しまして、農地法の届出が未了であり、今後は適切に法令順守する旨の顛末書が提出されております。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

## 事務局

それでは、「報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

案件は4件です。

まず1件目、資料は別紙Aの15ページでございませう。

三上字寺田●●●●、登記地目・現況地目とも田、面積569㎡について、譲渡人 ●●●●氏と、譲受人 ●●●●氏とのあいだで、専用住宅建築のための宅地造成とするため、農地転用の届出があったものです。

次に2件目、資料は別紙Aの16ページでございませう。

行畑字笠作●●●●、登記地目・現況地目とも田、面積800㎡

行畑字笠作●●●●、登記地目・現況地目とも田、面積322㎡ 合計1122㎡について譲渡人 ●●●●氏 と譲受人 ●●●●氏とのあいだで、露天駐車場とするため、農地転用の届出があったものです。

次に3件目、資料は別紙Aの17ページでございませう。

行畑 字 笠作●●●●、登記地目・現況地目とも田、面積1442㎡ について譲渡人 ●●●●氏 と譲受人 ●●●●氏とのあいだで、露天駐車場とするため、農地転用の届出があったものです。

次に4件目、資料は別紙Aの18から22ページでございませう。

この案件につきましては、先月のその他報告でご説明しましたとおり、市街化区域編入後ににおける1回目の所有権移転の届出の報告となります。

議案書の5から7ページが対象となる土地の所在地、登記地目、届出面積、譲渡人の一覧表であり、譲受人は●●●●氏でございませう。

議案書の4ページをお願いします。番号4についてご説明します。

富波字山ヶ花●●●●、登記地目、現況地目とも 田、面積 168㎡ について、譲渡人 ●●●●氏と譲受人●●●●氏とのあいだで、工場用地整備とするため、農地転用の届出があったものです。

別紙Aの18ページは富波乙地先の対象地の位置図です。

別紙 A の 19 ページの平面図をご覧ください。番号 1 については、図面下の中央部の①のところとなります。

別紙 A の 20 ページは造成計画平面図、別紙 A の 21 ページおよび 22 ページは横断図でございます。農地を盛土し造成される計画となっております。

以下、2 番から 117 番につきましても同様に地権者の取りまとめをされる●●●●に、農地転用の届出があったものですので、報告を割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第 1 3 番 米澤委員。

米澤委員

第 1 3 番米澤です。

2、3 件目について、露天駐車場に転用される予定ですが、参考までに、どちらの会社の駐車場とされるか、一般の方の駐車場とされるか、事務局で確認されていますでしょうか。また、市街化調整区域の場合、半年毎の実態調査をされますが、市街化区域の場合においても、実態調査をされるのかどうか伺います。

事務局

どこに貸すかまでは把握しておりません。また、市街化区域のため実態調査まではする予定をしておりません。

米澤委員

分かりました。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第9号 農地法許可事案外による届出の報告について、を議題とします。  
それでは、事務局の報告を求めます。

**事務局**

それでは、「報告第9号 農地法許可事案外の届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

案件は1件です。

資料は別紙Aの23ページでございます。

小南字池田●●●●、登記地目 田、 現況地目 畑、面積2415㎡のうち266㎡について、

届出人 ●●●●氏が、育苗ハウスとするため、農地法施行規則第29条第4号の規定による申出があったものです。

この報告は、地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合に周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを農業委員会が認めたものについては、特例により農地転用許可を不要とするものであります。

今般、認定農業者である届出人より、農地法施行規則第29条第4号に規定される農地転用許可を不要とする特例の申出書が提出されたことから、①認定農業者が設置する農業用施設であること、②周辺農地に係る営農条件に支障が生ずるおそれがないこと、③事後変更が可能とする農業用施設用地を地域計画に位置付けることが確約されていること、計画の内容も適正でありましたことから申出に対し該当する旨を報告します。

**議長（会長）**

事務局からの説明は以上となります。

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10 : 05

上記の会議の顛末を記載し、ここに相違ないことを証するために、署名する。

令和 年 月 日

会長

---

委員

---

委員

---